

# 高齢者虐待の防止のための指針

事業所名：訪問看護ステーションたてばやし / 制定日：2025年5月1日

## 第1 高齢者虐待の防止に関する基本的な考え方

訪問看護ステーションたてばやし（以下「当事業所」という。）は、利用者の尊厳を保持し、その人らしい生活を住み慣れた場所で続けられるよう支援することを使命とする。高齢者虐待は、利用者の心身に深い傷を残し、生命及び身体に重大な危険を生じさせる人権侵害であり、いかなる理由があっても許されない。当事業所は、職員一人ひとりが高齢者虐待の防止に関する正しい知識と倫理観をもち、虐待の芽を早期に発見し、組織として速やかに対応する体制を整えるため、この指針を定める。

当事業所の職員は、この指針の内容を理解し、日々の訪問看護の場面で実践しなければならない。訪問看護は利用者の居宅において職員が単独で援助にあたることが多く、外部の目が届きにくい。当事業所は、この特性を踏まえ、閉じられた場面をつくらない工夫と、職員が一人で抱え込まない相談体制を重視する。なお、当事業所の職員体制は 常勤3名・非常勤1名（看護師4名）であり、この指針はすべての職員に適用する。

### 1 高齢者虐待の定義（5類型）

| 区分                 | 内容                                           | 訪問看護の場面で想定される例                                             |
|--------------------|----------------------------------------------|------------------------------------------------------------|
| 身体的虐待              | 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴力を加えること。            | 処置を嫌がる利用者の腕を強くつかむ。移乗の際に乱暴に扱う。ベッド柵で囲い込む。                    |
| 介護・世話の放棄・放任（ネグレクト） | 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の養護を著しく怠ること。     | 必要な処置を行わずに訪問を早く切り上げる。汚染したおむつを交換しない。家族による不適切な介護を把握しながら放置する。 |
| 心理的虐待              | 著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。 | 「早くして」「また汚したの」といった叱責。幼児のような扱い。訴えを無視する。意思を確認せずに処置を進める。      |
| 性的虐待               | 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。       | 清拭や陰部洗浄の際に必要なく身体を露出させたままにする。身体接触を伴う不適切な言動。                 |
| 経済的虐待              | 高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。    | 預かった金銭を私的に流用する。買い物代行の釣銭を返さない。利用者の通帳や印鑑を無断で管理する。            |

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「高齢者虐待防止法」という。）は、養介護施設従事者等による虐待と、養護者（家族等）による虐待の双方を対象としている。当事業所は、職員自身による虐待の防止に取り組むとともに、訪問先で把握した養護者による虐待についても、第4に定める手順により市町村へ通報する。

### 2 通報義務

職員は、当事業所の職員による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに市町村に通報しなければならない（高齢者虐待防止法第21条第1項）。この通報は、事業所内の手続の完了を前提としない。訪問先で養護者（家族等）による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、生命又は身体

に重大な危険が生じているときは速やかに市町村に通報しなければならず（同法第7条第1項）、それ以外の場合も疑いの段階で市町村又は地域包括支援センターへ相談又は通報する。当事業所は、通報又は相談をしたことを理由として、当該職員に解雇その他不利益な取扱いを行わない。

3 身体的拘束等の原則禁止

当事業所は、訪問看護の提供にあたり、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。緊急やむを得ない場合とは、切迫性・非代替性・一時性の3要件をすべて満たし、かつその判断が管理者を含む複数の職員により組織的に行われた場合をいう。この場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得なかった理由を記録する。

訪問看護の場面では、点滴や経管栄養の自己抜去を防ぐためのミトン型手袋、体幹ベルト、ベッドを柵で囲うことなどが身体的拘束に当たり得る。家族の希望による場合であっても、当事業所の職員が実施し、又は助言するときは、上記の手續を要する。職員は、拘束を前提とせず、利用者の不安や苦痛の原因を取り除く方法を先に検討する。

第2 虐待防止検討委員会その他当事業所内の組織に関する事項

当事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するための対策を検討する委員会として、虐待防止検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会の運営の詳細は、別に定める「虐待防止検討委員会設置要綱」による。

| 項目      | 内容                |
|---------|-------------------|
| 名称      | 虐待防止検討委員会         |
| 構成員     | 管理者、虐待防止担当者、看護職員  |
| 開催頻度    | 年2回（5月・11月）および必要時 |
| 虐待防止担当者 | 看護師 栗原 彩          |
| 事務局     | 管理者 竹内 亜希子        |

省令は「定期的に開催」と定める。開催頻度は 年2回（5月・11月）および必要時 とする。

委員会は、次に掲げる事項を検討する。

- ・虐待の防止のための指針の整備及び見直しに関すること
- ・虐待の防止のための職員研修の内容及び実施計画に関すること
- ・虐待等について、職員が相談し、又は報告できる体制の整備に関すること
- ・職員が虐待等を行わないよう、事業所全体で取り組むべき事項に関すること
- ・虐待等が発生した場合の対応方法及び再発防止策に関すること
- ・虐待防止のための自己点検（チェックリスト）の結果の分析に関すること

委員会は、事業所の規模に応じ、感染対策委員会その他の会議体と一体的に開催することができる。この場合であっても、議題ごとに審議の内容と結論を区分して議事録に記録する。委員会の結果は、開催後速やかに全

職員へ周知する。出席できなかった職員には、議事録の回覧及び管理者からの説明により周知し、その方法と日付を議事録に記載する。

### 第3 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針

当事業所は、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年1回以上）実施するとともに、新規に採用した職員に対しては別に研修を実施する。研修は、虐待防止担当者が委員会の決定に基づいて企画する。外部の研修は、内容と受講者を確認したうえで研修の一部に充てることができる。当事業所固有の手順は別に補足し、未受講者への対応を含めて記録する。

研修の回数（年1回以上）及び新規採用時の研修は、解釈通知による。

| 区分   | 実施時期   | 主な内容                                                                   |
|------|--------|------------------------------------------------------------------------|
| 定期研修 | 11月    | 高齢者虐待の定義と5類型／身体的拘束等の原則禁止と3要件／通報義務と通報先／この指針及び発生時の対応手順／訪問看護の場面を題材とした事例検討 |
| 新任研修 | 採用時に実施 | この指針の内容／報告・相談の方法と相手／身体的拘束等の考え方／利用者の尊厳を守る言葉かけ                           |

研修を実施したときは、実施日、内容、講師、参加者を記録し、5年間保存する。やむを得ず欠席した職員には、資料の配付と個別の説明により補講を行い、その旨を記録する。

### 第4 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

虐待又はその疑いを発見した職員は、次の手順により対応する。自分だけで判断して様子を見ることはせず、必ず管理者又は虐待防止担当者へ報告する。

- 1 利用者の安全確保 生命又は身体に重大な危険があるときは、直ちに救急要請その他必要な措置をとる。
- 2 管理者への報告 発見した職員は、その日のうちに管理者及び虐待防止担当者へ報告する。管理者が事業所にいないときも、電話等により当日中に報告する。
- 3 事実確認 管理者は、発見時の状況、利用者の心身の状況、関係する職員及び養護者から聴き取った内容を記録する。事実確認は複数の職員で行い、利用者の負担に配慮する。
- 4 市町村への通報 虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、事実確認の完了を待たず、速やかに ●館林市役所 福祉部 介護保険課（代表：0276-72-4111） ●板倉町役場 健康介護課（82-6135） ●明和町役場 介護福祉課（代表：84-3111） ●千代田町役場 住民福祉課（86-6227） ●大泉町役場 高齢介護課（62-2121） ●邑楽町役場 福祉介護課（47-5021） へ通報する。
- 5 関係機関との連携 主治医、担当の介護支援専門員及び ●館林市 高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター） ・高齢者あんしん相談センタークローバー荘（77 - 1165） ・高齢者あんしん相談センター新橋（75 - 3013） ・高齢者あんしん相談センター東毛光生園（72 - 2060） ・高齢者あんしん相談センター社会福祉協議会（60 - 5670） ●板倉町地域包括支援センター（82-6135） ●明和町地域包括支援センター（84-3111） ●千代田町地域包括支援センター（86-6227） ●大泉町地域包括支援センター（63-2294） ●邑楽町地域包括支援センター（80-9300） と情報を共有し、支援の方針を調整する。

6 再発防止 委員会において原因を分析し、再発防止策を決定して全職員へ周知する。必要に応じてこの指針及び手順を見直す。

7 記録 上記1から6までの経過を時系列で記録し、5年間保存する。

職員による虐待が確認された場合、管理者は、当該職員の訪問担当を直ちに変更し、事実関係に応じて就業規則に基づく措置を検討する。あわせて、当該職員の業務負担、教育の状況、勤務体制等の背景要因を分析し、個人の責任追及のみで終わらせない。

養護者（家族等）による虐待が疑われる場合は、養護者を責めることなく、介護負担の軽減を含めた支援の視点から、市町村及び ●館林市 高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター） ・高齢者あんしん相談センタークローバー荘（77 - 1165） ・高齢者あんしん相談センター新橋（75 - 3013） ・高齢者あんしん相談センター東毛光生園（72 - 2060） ・高齢者あんしん相談センター社会福祉協議会（60 - 5670） ●板倉町地域包括支援センター（82-6135） ●明和町地域包括支援センター（84-3111） ●千代田町地域包括支援センター（86-6227） ●大泉町地域包括支援センター（63-2294） ●邑楽町地域包括支援センター（80-9300） へつなぐ。利用者と養護者の関係に配慮し、通報したことが養護者に伝わることで利用者が不利益を受けないよう、市町村と情報の取扱いを相談する。

## 第5 虐待等に係る相談・報告体制

| 区分          | 窓口                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 備考               |
|-------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|
| 事業所内の相談・報告先 | 管理者 竹内 亜希子／虐待防止担当者 看護師 栗原 彩                                                                                                                                                                                                                                                         | 口頭・電話・書面のいずれでもよい |
| 市町村の通報窓口    | ●館林市役所 福祉部 介護保険課（代表：0276-72-4111）<br>●板倉町役場 健康介護課（82-6135）<br>●明和町役場 介護福祉課（代表：84-3111）<br>●千代田町役場 住民福祉課（86-6227）<br>●大泉町役場 高齢介護課（62-2121）<br>●邑楽町役場 福祉介護課（47-5021）                                                                                                                  | 高齢者虐待防止法に基づく通報先  |
| 地域包括支援センター  | ●館林市 高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター） ・高齢者あんしん相談センタークローバー荘（77 - 1165） ・高齢者あんしん相談センター新橋（75 - 3013） ・高齢者あんしん相談センター東毛光生園（72 - 2060） ・高齢者あんしん相談センター社会福祉協議会（60 - 5670） ●板倉町地域包括支援センター（82-6135） ●明和町地域包括支援センター（84-3111） ●千代田町地域包括支援センター（86-6227） ●大泉町地域包括支援センター（63-2294） ●邑楽町地域包括支援センター（80-9300） | 権利擁護・養護者支援の相談    |
| 管轄保健所       | 館林保健福祉事務所（0276-72-3230）                                                                                                                                                                                                                                                             |                  |
| 苦情受付担当者     | 管理者 竹内 亜希子                                                                                                                                                                                                                                                                          | 第7による            |

相談又は報告を行った職員の氏名及びその内容は、対応に必要な範囲を超えて他の職員に開示しない。相談・報告を行ったことを理由とする不利益な取扱いを行わない。管理者自身が当事者である場合は、一般社団法人館林市邑楽郡医師会 の事務局を相談先とする。

## 第6 成年後見制度の利用支援

判断能力が十分でない利用者について、財産の管理又は身上の保護のために成年後見制度の利用が適当と考えられる場合は、利用者及び家族の意向を確認したうえで、次の窓口を案内し、又は担当の介護支援専門員及び市町村と連携して手続を支援する。

| 区分           | 窓口                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|--------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 権利擁護・成年後見の相談 | 館林市社会福祉協議会 権利擁護センター（0276-75-7111）                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 地域包括支援センター   | ●館林市 高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター） ・高齢者あんしん相談センタークローバー荘（77 - 1165） ・高齢者あんしん相談センター新橋（75 - 3013） ・高齢者あんしん相談センター東毛光生園（72 - 2060） ・高齢者あんしん相談センター社会福祉協議会（60 - 5670） ●板倉町地域包括支援センター（82-6135） ●明和町地域包括支援センター（84-3111） ●千代田町地域包括支援センター（86-6227） ●大泉町地域包括支援センター（63-2294） ●邑楽町地域包括支援センター（80-9300） |
| 市町村担当課       | ●館林市役所 福祉部 介護保険課（代表：0276-72-4111） ●板倉町役場 健康介護課（82-6135） ●明和町役場 介護福祉課（代表：84-3111） ●千代田町役場 住民福祉課（86-6227） ●大泉町役場 高齢介護課（62-2121） ●邑楽町役場 福祉介護課（47-5021）                                                                                                                                 |

身寄りがない等により申立てを行う者がいない場合は、市町村長による申立ての制度があることを説明し、市町村へつなぐ。日常的な金銭管理に不安がある場合は、社会福祉協議会の日常生活自立支援事業の利用も併せて案内する。

## 第7 苦情解決の方法

当事業所は、利用者及び家族からの苦情を、虐待の早期発見のための重要な端緒と位置づける。苦情受付担当者は 管理者 竹内 亜希子、苦情解決責任者は管理者 竹内 亜希子 とする。

- 1 苦情の受付（来訪・電話・書面・訪問時の聞き取りのいずれでも受け付ける）
- 2 受付記録の作成と苦情解決責任者への報告
- 3 事実の確認及び利用者・家族への説明
- 4 改善策の実施と結果の報告
- 5 委員会への報告及び再発防止策の検討

苦情を申し出たことを理由として、利用者に不利益な取扱いを行わない。市町村、国民健康保険団体連合会及び運営適正化委員会に苦情を申し立てることができる旨は、契約時に重要事項説明書により説明する。

## 第8 利用者等に対する指針の閲覧

この指針は、事業所内に備え置き、利用者・家族の求めに応じて閲覧に供する。また、当事業所の重要事項説明書に虐待の防止のための措置に関する事項を記載し、契約時に説明する。職員に対しては、採用時及び研修時に配付する。

## 第9 その他

---

虐待の防止に関する記録（委員会の議事録、研修の記録、相談・報告の記録、発生時の対応記録、自己点検の結果）は、作成日の属する年度の末日から 5年間 保存する。

省令が保存期間を定めるのは第73条の2第2項に列举された記録（完結の日から2年間。訪問看護に直接適用）。委員会の議事録・研修の記録の保存期間は省令に定めがなく、自治体の条例・要綱と当事業所の規程による。作成日の属する年度の末日から 5年間 保存する。指針を改定した場合、改定前の指針も同じ期間保存する。

この指針は、法令の改正、委員会の検討結果、運営指導における指摘等を踏まえ、少なくとも年1回（毎年度末）見直す。見直しを行ったときは、改定日を附則に追記し、全職員へ周知する。

虐待防止担当者は、年1回以上、職員による自己点検（虐待防止チェックリスト）を実施し、その結果を委員会へ報告する。

## 附則

---

- ・ この指針は、2025年5月1日から施行する。
- ・ 制定 2025年5月1日
- ・ 最終改定 （制定後の改定なし）